

岐阜県公報

目 次

告 示

○耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定	(農地整備課)	八七 ^{ページ}
○道路の区域変更	(道路維持課)	八七
○道路の供用開始	(同)	八八
○建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課)	八九
○土地改良事業の工事の完了	(農地整備課)	九〇
○公共測量の終了	(用地課)	九〇

告 示

岐阜県告示第五十二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、次の者を恵那郡本郷阿木耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 住所

中津川市阿木三五三七番地

二 氏名

西尾 友秀

岐阜県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
別前変区域 後更		別前変区域 後更	
敷地の幅員 (メートル)		敷地の幅員 (メートル)	
延長 (メートル)		延長 (メートル)	
備考		備考	

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
別前変区域 後更		別前変区域 後更	
敷地の幅員 (メートル)		敷地の幅員 (メートル)	
延長 (メートル)		延長 (メートル)	
備考		備考	

岐阜県告示第五十六号

岐阜県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
別前変区域 後更		別前変区域 後更	
敷地の幅員 (メートル)		敷地の幅員 (メートル)	
延長 (メートル)		延長 (メートル)	
備考		備考	

岐阜県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
別前変区域 後更		別前変区域 後更	
敷地の幅員 (メートル)		敷地の幅員 (メートル)	
延長 (メートル)		延長 (メートル)	
備考		備考	

県道	中津川線 南木曾線
中津川市神坂字向山二九〇〇番二四七地先から 同市同字同二九一〇番二地先まで	一八・五
令和 二・二・三	平成 三〇・八・七

岐阜県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示年月 日)
県道	大垣線 野線	安八郡神戸町大字新屋敷字流五九一 番一 地先から 同郡同町大字同字村西三九二番一 地先まで	三五・八	令和 二・二・三	平成 二六・〇・四

岐阜県告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 月 日
揖斐郡池田町上田字西村六二五番四、六二八番四及び池田町所管法定外公物（道路及び水路）	六・〇〇	八七・六	岐西建築第一〇八号の一	令和 元・二・四
瑞穂市本田字高田三七七番四	四・九〇	三四・五	岐西建築第一〇八号の一	同 二・八
羽島郡笠松町江川字村西二一四番四	六・〇〇	三九・九	岐西建築第一〇八号の一	同 二・四
瑞穂市本田字高田三七四番四	四・三五	三四・五	岐西建築第一〇八号の一	同 二・六
瑞穂市穂積字野口九七五番四	五・〇〇 (六・〇〇)	三四・九	岐西建築第一〇八号の一	同 二・八
山県市大字高木字八幡一一一番	四・五〇	三三・六	岐西建築第一〇八号の一	同
羽島郡岐南町徳田二丁目一七〇番四	五・〇〇	二八・五	岐西建築第一〇八号の一	同 三・二
羽島市福寿町平方字橋上三三三番四	六・〇〇	三四・一	岐西建築第一〇八号の一	同 三・八
本巣市政田字清水一六八八番四及び一六八九番四	六・〇〇	四三・二	岐西建築第一〇八号の一	同 三・二
安八郡神戸町大字丈六道字村中四二番四及び神戸町所管法定外公物（水路）	五・〇〇 (五・一六)	二四・二	岐西建築第一〇八号の一	同
羽島郡笠松町北及字五反田一五六五番四	四・八五	三四・九	岐西建築第一〇八号の一	同 三・七

中濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 月 日

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

岐阜県知事 古田 肇

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

公 示

東濃建築事務所長

美濃市大字松森字乾六七五番四及び美濃市所管法定外公共物（水路）

六〇〇

六〇〇

六〇〇

中建築第四〇号の一七

同二・四

東濃加茂市西町四丁目二二一番四

六〇〇

四二〇九

中建築第四〇号の一六

同二・三

美濃加茂市深田町三丁目字久田久一七三番四、字ノ養生二九五番四及び美濃加茂市所管法定外公共物（道路）

五〇〇
五〇七

四四・九三

中建築第四〇号の一五

同二・三

恵那市大井町字野畑一五三三番六及び一五三三番七

六〇〇

五・九五

東建築第八〇号の八

令和元・二〇・九

恵那市大井町字下屋敷五九一番一及び五九四番四

四〇〇

三六・〇〇

東建築第八〇号の九

同二〇・二五

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

かんがい排水事業
（保全合理化型）

東八間地区

令和元・五・三一

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関
瑞穂市

二 作業種類
公共測量（修正測量）

三 作業期間
令和元年七月二十六日から
令和二年一月三十一日まで

四 作業地域
瑞穂市